

守られるべき子どもの権利について議論を深める子どもたち＝瀬戸市進陶町の公立瀬戸旭看護専門学校体育館で

子どもの権利条例へ



児童生徒50人初会議

瀬戸市は、二〇二二年九月に「子どもの権利条例」の制定を予定している。守られるべき権利を子どもたちが自身で考えるため、公募で集まった市内小中高校と特別支援学校の児童生徒約五十人が二十七日、同市で「第一回 市子ども・若者会議」に参加した。

(西川侑里)

瀬戸市が来年9月制定予定 意見を書いて発表

市子ども総合計画の一環。冒頭では、市の公的諮問機関「子ども・子育て会議」会長として、昨年度の条例の制定を答申した日本福祉大学の野尻紀恵教授(五〇)が、子どもの権利を「児童福祉法に基づいている」として解説。「あなたの気持ちや存在が一番の権利」と強調した。

この日は四十七人で机を囲み、野尻会長の話の感想をベースに議論。事前に資料を読んで「権利」の内容を予習し、話題は家庭や学校生活にも及んだ。「親の前では言いにくいこともチャットなどで誰かに相談したい」「いじめはばれないように陰湿になっていく。先生たちが会議を定期的に開いてほしい」「加害者側の話もしっかり聞きたい」といった意見を模造紙に書き、全体に向けて発表した。

八幡小五年の

は

「誰かを守ってくれる権利を学びたくて参加した。まずは班の人たちと仲を深められた」と振り返った。野尻会長は「大人が共通認識として権利の存在を知り、子どものストレートな思いを受け止めるのが大切。ごまかさず『今は回答を持ち合わせていないけど響いた』などと伝えて」と話した。

市子ども未来課によると、同会議を来年も開き、条例に反映する。